

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議による盛土形状の見直し

北海道縦貫自動車道 大沼IC ~ 落部IC間位置図

北海道縦貫自動車道 大沼IC ~ 落部IC間の路線概要

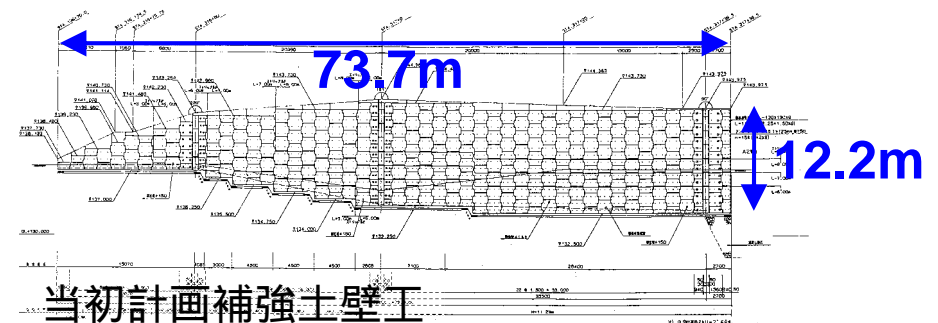
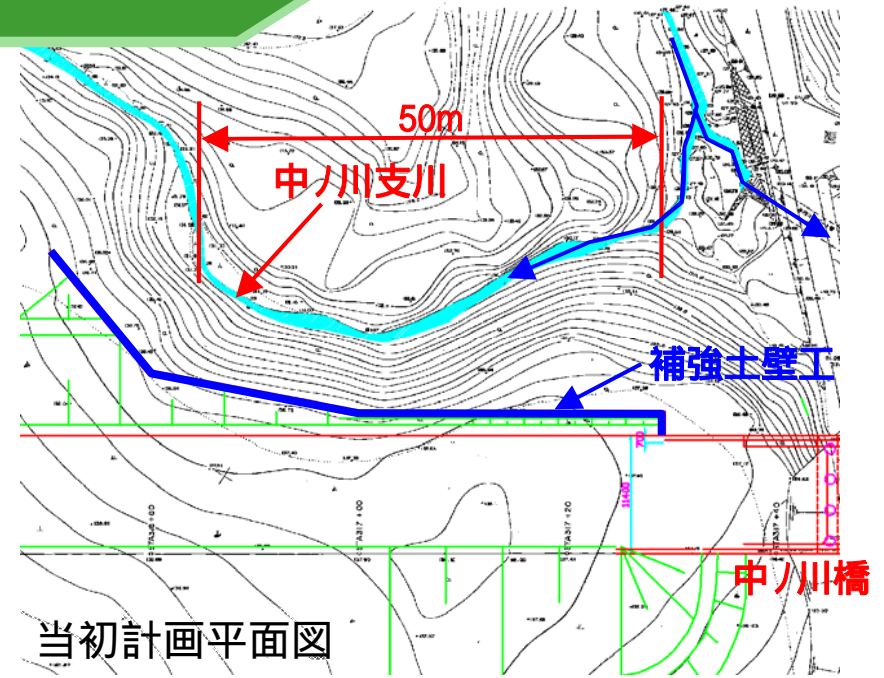
- 北海道縦貫自動車道 大沼IC ~ 落部IC間(延長約30km)は、噴火湾沿いに一般国道5号と並走して、森町、八雲町と北海道でも早くから開かれた渡島地方を縦断します。



盛土形状構造の見直しの経緯【当初計画】

普通河川中ノ川の現況について

- ・ 自然河川で沢地形のまま本線交差上流で分岐して、中ノ川支川を形成。
- ・ 約50mの区間で支川が本線に近接する。
- ・ 河川は清水のため、河口のホタテ養殖等の漁業関係者から工事に伴う濁水、土砂流出等による河川環境の汚染防止について要望。



当初計画： 中ノ川支川の河川環境に影響を及ぼさないように、補強土壁工(高さ12.2m、長さ73.7m)による盛土で計画

盛土形状構造を見直した場合の課題に対する取組み

【取組内容】 工事中の汚水処理方法の検討

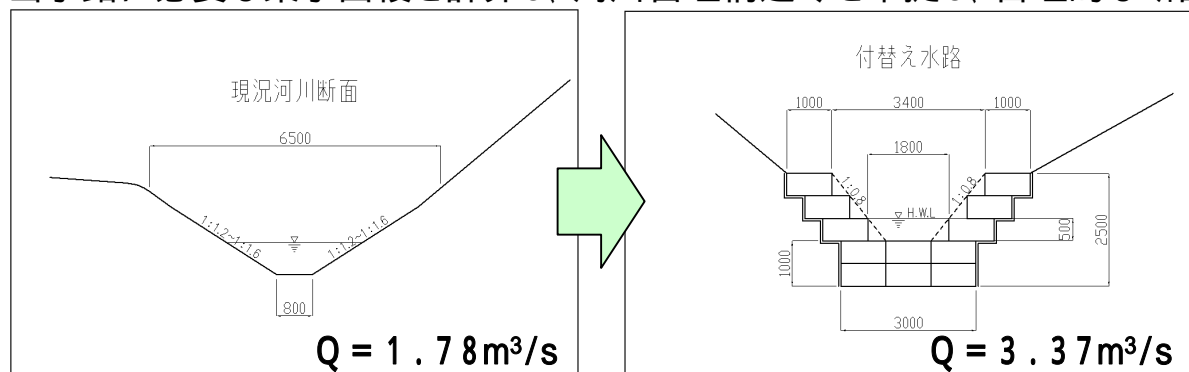
- ・工事中の汚水処理にバイオログ浄化フィルター（やしの実繊維）を採用



工事中の濁水及び土砂流出等による河川環境汚染の防止ができることを確認

【取組内容】 付替え河川についての安全性の確保

- ・東日本高速道路(株)設計要領第一集及び河川管理構造令に基づき、詳細設計を実施。
- ・水路の断面形状は、当水路に必要な集水面積を計算し、河川管理構造令を準拠し、合理的な断面(1.8 × 0.5 m)に決定。



河川としての安全性を確保している

盛土形状構造を見直した場合の課題に対する取組み

【取組内容】地元の了解を得るために協議を実施

地権者、河川管理者及び漁業関係者等と盛土形状構造を見直すことについて協議

平成19年 2月	中ノ川支川付替えを検討
平成19年 3月	河川管理者(森町建設課)と下協議(普通河川中ノ川支川の付替え)
平成19年 4月	漁業関係者(森漁業協同組合)と下協議(中ノ川支川の付替え等に関する説明)
平成19年 6月	地権者(新函館農業協同組合)と下協議(中ノ川支川の付替え等に関する説明)
平成19年 7月	森町管理に係る道路及び水路との交差・付替えに関する協議書の提出
平成19年 7月	地権者(新函館農業協同組合)の了解(中ノ川支川付替え等に関して)
平成19年 7月	上記協議書の回答
平成19年 8月	追加買収用地幅杭設置
平成20年10月	追加用地買収

協議の結果、地元の同意を得る

盛土構造を見直すことによる工事費の縮減

経営努力要件適合性について

地元と協議を行い、同意を得て、盛土形状を見直したことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

盛土形状を見直すことによる工事費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議